

京都市体育館条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市条例第71号）（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）

京都市体育館の競技場の使用料の適正化を図るため、これを次のとおり改定することとしました。

1 使用料（超過使用料を除く。）

区 分				午 前		午 後		夜 間		全 日		
				改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	
全 面 使 用	アマ チュ アス	入場料を 徴収しな い場合	休日等	16,000 ^円	18,000 ^円	24,000 ^円	28,000 ^円	34,000 ^円	39,000 ^円	74,000 ^円	85,000 ^円	
			その他の 日	12,000	14,000	18,000	21,000	26,000	30,000	56,000	65,000	
	ポー ツ	入場料を徴 収する場合	休日等	54,000	62,000	78,000	90,000	108,000	124,000	240,000	276,000	
			その他の 日	42,000	48,000	60,000	69,000	84,000	97,000	186,000	214,000	
	そ の 他	入場料を 徴収しな い場合	休日等	180,000	207,000	260,000	300,000	360,000	415,000	800,000	922,000	
			その他の 日	140,000	161,000	200,000	230,000	280,000	323,000	620,000	714,000	
		入場料を 徴収する 場合	休日等	252,000	290,000	346,000	399,000	504,000	581,000	1,102,000	1,270,000	
			その他の 日	200,000	230,000	280,000	323,000	392,000	452,000	872,000	1,005,000	
	部分使用（3分の1面1時間につき）			休日等	3,000	3,500	3,000	3,500	4,500	5,000		
				その他の 日	2,500	3,000	2,500	3,000	3,500	4,000		

2 超過使用料

区 分				使用料（1時間につき）			
				午 後		夜 間	
				改正前	改正後	改正前	改正後
全 面 使 用	アマ チュ アス	入場料を徴 収しない場 合	休 日 等	7,000 ^円	8,000 ^円	10,000 ^円	12,000 ^円
			その他の 日	5,000	6,000	8,000	9,000
	ポー ツ	入場料を徴 収する場合	休 日 等	23,000	26,000	33,000	38,000
			その他の 日	18,000	21,000	26,000	30,000
	そ の 他	入場料を徴 収しない場 合	休 日 等	78,000	90,000	112,000	129,000
			その他の 日	60,000	69,000	87,000	100,000
入場料を徴 収する場合		休 日 等	106,000	122,000	157,000	181,000	

		収める場合					
			その他の日	85,000	98,000	122,000	141,000

(備考)

上記1及び2の表中「休日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいいます。

この条例は、平成17年4月1日から施行することとしました。

なお、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例によることとして
います。

京都市体育館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第71号

京都市体育館条例の一部を改正する条例

京都市体育館条例の一部を次のように改正する。

別表第1備考以外の部分中

「

16,000円	12,000円	24,000円	18,000円	34,000円	26,000円	74,000円	56,000円
54,000	42,000	78,000	60,000	108,000	84,000	240,000	186,000
180,000	140,000	260,000	200,000	360,000	280,000	800,000	620,000
252,000	200,000	346,000	280,000	504,000	392,000	1,102,000	872,000
3,000	2,500	3,000	2,500	4,500	3,500		

を

」

「

18,000円	14,000円	28,000円	21,000円	39,000円	30,000円	85,000円	65,000円
62,000	48,000	90,000	69,000	124,000	97,000	276,000	214,000
207,000	161,000	300,000	230,000	415,000	323,000	922,000	714,000
290,000	230,000	399,000	323,000	581,000	452,000	1,270,000	1,005,000
3,500	3,000	3,500	3,000	5,000	4,000		

に改め

」

る。

別表第2備考以外の部分中

「

7,000 円	5,000 円	10,000 円	8,000 円
23,000	18,000	33,000	26,000
78,000	60,000	112,000	87,000
106,000	85,000	157,000	122,000

を

「

8,000 円	6,000 円	12,000 円	9,000 円
26,000	21,000	38,000	30,000
90,000	69,000	129,000	100,000
122,000	98,000	181,000	141,000

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)